



お知らせ

大阪市立瓜破幼稚園についてお知らせします

平成25年11月29日(金)の市会本会議において、「大阪市立学校設置条例の一部を改正する条例案」が可決され、大阪市立瓜破幼稚園の廃止が決定しました。今後、平成27年4月に4歳児として新たに入園する園児募集が停止となりますが、それまでに入園されたすべての園児が卒園される平成28年3月末まで、幼稚園は存続します。

問合せ まちづくり推進室(企画調整)②番窓口 ☎4302-9903



各種検診のお知らせ

各種検診のお知らせ

先着順

検診内容・対象・料金(免除制度あり)など	日時	会場	予約
胃がん(40歳以上/500円) 大腸がん(40歳以上/300円) 肺がん(40歳以上/無料) ※喀痰(かくたん)検査は400円)	3/11(火) 9:30~10:30	区役所2階検診フロア	予約要
歯科健康相談(無料)	2/20(木) 9:30~11:00		予約不要
結核健診(15歳以上/無料)	2/27(木) 10:00~11:00		
特定健診(大阪市国民健康保険・後期高齢者医療制度加入の方) ★受診券と国民健康保険被保険者証・後期高齢者医療被保険者証が必要です。	2/2(日) 9:30~11:00		

※定員になり次第、受付終了しますので、ご了承ください。
☆来年度の検診日程は、広報ひらの3月号別冊【特集号】または平野区ホームページに掲載予定です。

申込み 電話または直接、保健福祉課(地域保健)②番窓口
問合せ (☎4302-9882)へ

シンポジウム 認知症を知ろう! 無料
~わかりあおう、そして、つながりあおう~

日時 3/8(土) 14:00~16:45(13:30開場)
場所 コミュニティプラザ平野(区民センター 長吉出戸5-3-58)
内容 【第1部】基調講演「認知症を理解し支えること」
講師:くぼりクリニック院長 久堀 保先生
【第2部】シンポジウム
「みんなで考えようー認知症の本人と家族の声を聴いてー」

対象・定員 区内在住の方500名(当日先着順)

問合せ 保健福祉課(地域福祉)③番窓口 ☎4302-9857

ひらの食育展 来て・見て・聞いて
~やってみよう たのしく食育!~

日時 2/12(水) 11:00~16:00 2/13(木) 10:00~16:00
場所 区役所1階 ひらちゃんルーム、区役所1階研修室
内容 <<見る!聞く!やってみるコーナー(両日開催)>>
(場所) ひらちゃんルーム・予約不要・無料
①食育クイズ・紙芝居・ゲーム
②手作りおやつを試食配付
③子ども向け「やさいたっぷりレシピ」の配付
④離乳食展示
⑤区内保育所・幼稚園・小学校・子育て支援センター等の食育紹介
⑥すこやかパートナー企業の食育展示

<<聞く!コーナー【食育ミニセミナー】(2/13(木)のみ開催)>>

(場所) 1階研修室・予約要・各回定員30名(先着順)・一部有料・おみやげ付き
①「おなかの健康と乳酸菌」(無料) 10:00~10:30
講師:大阪東部ヤクルト販売(株)、堺ヤクルト販売(株)
②「大豆のススム」(無料) 11:00~11:30
講師:大塚製菓(株)
③「チーズを美味しく食べる会」 13:30~15:00
講師:雪印メグミルク(株)
※参加費:お一人様500円(当日払い)、試食付き

申込み 電話または直接、保健福祉課(地域保健)②番窓口
問合せ (☎4302-9882)へ

BCG予防接種 無料 予約不要

日時 2/12(水) 14:00~15:00(12:00より整理券配布)
場所 区役所2階 検診フロア
対象 生後12か月未満のお子さま
※「母子健康手帳」と「予防接種手帳」をお持ちください。
※標準的な接種期間は生後5~8か月です

問合せ 保健福祉課(地域保健)②番窓口 ☎4302-9882

司法書士による法律相談がスタートします 無料

相続登記手続き、借金問題(破産・過払い金請求)、成年後見制度、会社の設立、民事裁判等のご相談に司法書士がお答えいたします。

日時 2月以降の毎月第2金曜日 13:00~16:00
(※受付は13:00~15:30)

場所 平野区役所1階相談室

問合せ 大阪司法書士会阪南支部 ☎6628-7133

~いわゆる「ごみ屋敷」問題の解決に向けて~
「大阪市住居における物品等の堆積による不良な状態の適正化に関する条例」を制定

近年、居住する建物等にごみ等を溜めこみ、悪臭や害虫を発生させるといった、いわゆる「ごみ屋敷」が社会問題化しています。この問題への対策の一環として、「大阪市住居における物品等の堆積による不良な状態の適正化に関する条例」が平成26年3月1日から施行されます。

- 条例のポイント
- 原因をつくっている本人に対して、対話・説得などのアプローチを行うとともに、必要に応じて調査を実施します。
 - 関係機関や専門家等からの多角的な意見を聴取するため、各区役所において「対策会議」を開催します。
 - 指導・勧告を行い、それでも放置する場合には、改善命令が行える仕組みを作ります。
 - 命令、代執行または経済的支援を決定するにあたり、第三者からなる審議会を設置します。

◆福祉的な支援を必要とする場合には、区役所をはじめ地域の関係機関等が連携して本人へ寄り添った支援を行い、ごみの撤去後も、再度「ごみ屋敷」に戻ることをないように支援を継続していきます。

区民の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

問合せ 総務課(総務)⑤番窓口 ☎4302-9625

確定申告にかかる社会保険料控除のための納付額の確認方法について

国民健康保険料、後期高齢者医療保険料は所得税や市県民税における社会保険料控除の対象となります。確定申告の際に、領収書の添付は必要ありません。納付額については、以下の方法でご確認いただき、申告書に記入してください。

納付方法	確認方法
普通徴収(納付書)	領収書の日付印が平成25年1月1日~12月31日までの分を合計した金額
普通徴収(口座振替)	通帳の引落日が平成25年1月1日~12月31日までの分を合計した金額
特別徴収(年金からのお支払い)	公的年金の源泉徴収票に記載されている金額
領収書の紛失等で金額が確認できないとき	区役所にて「納付額のお知らせ」を発行いたします。担当部署の窓口にお越しいただくか、お電話にて発行を依頼してください。なお、電話による金額のお答えはいたしません。後日、「納付額のお知らせ」をご自宅に郵送します。

※国民健康保険料の「納付額のお知らせ」については、毎年交付を受けることができます。必要な方は区役所に申し出てください。

問合せ [国民健康保険料]
窓口サービス課(保険年金・管理)⑩番窓口 ☎4302-9946
[後期高齢者医療保険料]
窓口サービス課(保険年金・保険)⑰番窓口 ☎4302-9956

介護保険からのお知らせ

介護保険に関する費用について、一部、所得税や住民税の所得控除の対象になるものがあります。

社会保険料控除

●介護保険料(平成25年1月1日から12月31日までに納付されたもの)
※口座振替された方全員に「口座振替済のお知らせ」を、また、ご希望の方には「納付済み額のお知らせ」をお送りしています。

医療費控除

- 施設サービスの自己負担額
介護費、食費及び居住費の自己負担額(特養・地域密着型特養は1/2の金額)
- 居宅サービスの自己負担額
医療系サービスの自己負担額
福祉系サービスの自己負担額(医療系サービスと併用の場合のみ)
- 介護福祉士等による喀痰吸引及び経管栄養の自己負担額の1/10の金額
- おむつ代
領収書及び医師の「おむつ使用証明書」が必要です。

※要介護認定を受けている等のほか、一定の要件に該当する場合は、医師の証明書に代えて介護保険の主治医意見書確認書が代用できます。

※これらの自己負担額には、控除の対象にならない部分もありますのでご注意ください。

問合せ 保健福祉課(介護保険)⑨番窓口 ☎4302-9859
東住吉税務署 ☎6702-0001(自動音声案内)